

市町村観光協会（連盟）代表者 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

観光・宿泊施設等における感染防止策の徹底の要請等について（依頼）

日頃は、本県の観光行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止対策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策について、政府対策本部長は、令和2年5月14日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第3項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置（第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域を変更し、本県を含む39県の緊急事態宣言を解除しました。

しかしながら、引き続き緊急事態宣言が発令されている8都道府県においては、減少傾向は見られるものの、相当数の新規感染者が発生しており、未だに県外からの感染リスクは低下しておりません。

本県ではこうした状況を踏まえ、5月15日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議で、これまで実施してきた法第45条第1項に基づく外出自粛等の緊急事態措置を見直し、改めて法第24条第9項に基づく特定警戒都道府県への移動及び往来の自粛を要請するとともに、主として観光客を対象とする観光・宿泊施設等については、感染防止策の徹底の要請及び特定警戒都道府県から人を呼び込まない運営についての検討の協力を依頼することを決定しました。

つきましては、改めて貴団体で把握されている観光関連施設の事業者に対し、下記内容について周知していただくようお願いします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、ご承知おきください。

記

1 要請・依頼内容

（1）特定警戒都道府県[※]への移動及び往来の自粛

※北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県

（2）適切な感染防止策の徹底の継続

（3）特定警戒都道府県から人を呼び込まない運営について検討の協力

2 STAY信州の取組等へのご協力について

5月31日までの間においては、特定警戒都道府県への移動・往来の自粛を要請しておりますが、外出に際しては、「人との接触機会の低減」（在宅勤務、時差勤務の推進等を含む）、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク（布マスク等で可）着用」、「訪問先での換気の徹底」などを行ってください。また、5月31日までの期間においては、遠出は避け、基本的には身近な地域内に留まり、感染リスクの低い活動から行っていただく「STAY信州」の取組にご協力ください。

3 感染防止対策の徹底及び「新たな生活様式」に対応した営業について

（1）感染防止対策の徹底（5月31日までの期間）

- 営業を行う場合においては、適切な感染防止策をとるよう協力を依頼してください。
- 特定警戒都道府県に向けた営業活動は行わないでください。
- 特定警戒都道府県からの利用を控えていただくよう周知するとともに、入場時に氏名、連絡先、入場時間等を記入していただくよう依頼してください。

（2）「新たな生活様式」に対応した営業

別添「新型コロナウイルス感染症・感染防止対策の徹底のための留意点について」を参考に準備を進めてください。

観光部山岳高原観光課企画経理係
（課長）田中達也（担当）保科宗継
電話：026-235-7247
FAX：026-235-7257
Eメール：mt-tourisum@pref.nagano.lg.jp